

新聞業における景品類の提供に関する事項の制限

(平成10年 4月10日公正取引委員会告示第 5号)
制定 昭和39年10月 9日公正取引委員会告示第15号
全部変更 平成10年 4月10日公正取引委員会告示第 5号
変更 平成12年 8月15日公正取引委員会告示第29号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条の規定に基づき、新聞業における景品類の提供に関する事項の制限（昭和三十九年公正取引委員会告示第十五号）の全部を次のように変更する。

新聞業における景品類の提供に関する事項の制限

- 1 新聞の発行又は販売を業とする者は、新聞を購読するものに対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。
 - 一 懸賞により提供する景品類にあつては、次に該当する範囲内であつて、新聞業（新聞を発行し、又は販売する事業をいう。以下同じ。）における正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲（二に該当するものを除く。）
 - イ 景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の十倍又は五万円のいずれか低い金額の範囲
 - ロ 景品類の総額は、懸賞に係る取引の予定総額の千分の七金額の範囲
 - 二 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五十二年公正取引委員会告示第三号）第四項各号に該当する場合において、懸賞により提供する景品類にあつては、同項の範囲内の景品類であつて、新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲
 - 三 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、次に掲げる範囲
 - イ 景品類の提供に係る取引の価額の百分の八又は六か月分の購読料金の百分の八のいずれか低い金額の範囲（ロ又はハに該当するものを除く。）
 - ロ 自己が発行し、又は販売する新聞に付随して提供する印刷物であつて、新聞に類似するもの又は新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められるもの
 - ハ その対象を自己が発行し、又は販売する新聞を購読するものに限定しないで行う催し物等への招待又は優待であつて、新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められるもの
- 2 新聞の発行を業とする者が、その新聞の編集に関連してアンケート、クイズ等の回答、将来の予想等の募集を行い、その対象を自己の発行する新聞を購読するものに限定しないで懸賞により景品類を提供する場合には、前項の規定にかかわらず、当該景品類の価額の最高額は、三万円を超えない額とすることができる。

備考

この告示において「新聞」とは、邦字で発行される日刊新聞をいう。